組合公報 臨時号

令和7年3月18日 島根県市町村職員共済組合

島共済公告第397号

組合会会議規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和7年3月18日

島根県市町村職員共済組合 理事長 中 村 中 (公 印 省 略) (今和7年3月18日 規 程 第 5 号

組合会会議規則の一部を改正する規則

組合会会議規則(昭和37年規程第2号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改 正 前
(傍聴の許可)	(傍聴の許可)
第30条 会議を傍聴しようとする者には、組合員と認めるに足る書	第30条 会議を傍聴しようとする者には、組合員証又は組合員と認
面等を受付係に提示させた上で入場させなければならない。 ただ	めるに足る書面を受付係に提示させた上で入場させなければなら
し、組合員と認めるに足る書面等を所持していない場合でも組合員	ない。ただし、 <u>組合員証又は</u> 組合員と認めるに足る書面を所持して
であることが確認された場合は、入場させることができる。	いない場合でも組合員であることが確認された場合は、入場させる
	ことができる。

所 到

この規則は、公告の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。